

各関係団体の長 殿

大分労働局労働基準部長



労働者死傷病報告等の電子申請義務化に係る説明会の開催について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 1 月 1 日から施行される改正労働安全衛生規則により、労働者死傷病報告（裏面参照）については、電子申請による報告が義務付けられます。また、その報告事項についても、一部が改正されることから、大分労働局では、これらの改正内容に係るオンライン説明会を下記のとおり開催することとしました。

つきましては、貴団体の傘下会員に対し、本説明会の出席について周知していただきますようお願い申し上げます。なお、参加に当たっては、下記受付サイトから事前に申し込んでいただく必要があることにご注意ください。

記

1 日 時 令和 6 年 11 月 5 日（火） 14 時～15 時

2 説明会の内容

- (1) 労働者死傷病報告等の電子申請の方法について
- (2) 行動災害（転倒、腰痛）防止対策のポイントについて

3 受付サイト

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト

厚生労働省 説明会 受付



説明会番号 144-000-0002 申込期限 令和 6 年 10 月 28 日 17 時

4 注意事項

- (1) 説明会に参加するにはインターネット環境が必要です。説明会を視聴する端末に Zoom アプリをインストールしてください。
- (2) Zoom のウェビナー URL、ウェビナー ID、パスコードは、受付サイトからの申込完了メールで通知します。
- (3) 説明会資料は、10 月 28 日以降に受付サイトに掲載します。あらかじめダウンロードしてお手元にご準備ください。
- (4) 説明会当日、Zoom へ参加する際の名前欄には受付サイトから通知された「受付番号」を入力してください。受付番号により参加確認をします。

(担当官) 大分労働局 労働基準部 健康安全課 平林、柴田 ☎ 097-536-3213

オンライン説明会 参加までの流れ



(参考)

労働者死傷病報告

事業者は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合に、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

報告義務者

上記の事由（下線部）による被災労働者の所属する事業場の事業者

報告様式と提出期限

休業日数によって使用する報告様式が異なります。

	休業日数等	提出する様式	提出期限
労働災害	死亡	様式第 23 号	災害発生後遅滞なく
	休業 4 日以上		
	休業 1 日以上 3 日以下	様式第 24 号	1 月～3 月の災害 → 4 月末日まで 4 月～6 月の災害 → 7 月末日まで 7 月～9 月の災害 → 10 月末日まで 10 月～12 月の災害 → 翌年の 1 月末日まで

労働安全衛生規則第 97 条

(労働者死傷病報告)

- 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、様式第 24 号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。